介護保険サービスと障がい福祉サービスの併給の支給計画書

水色部分のみ入力してください 要介護度 居宅介護支援事業所名 ○○居宅介護支援事業所 作成日 入力例 要介護5 居宅介護支援専門員氏名 00 00 令和5年7月8日 利用者氏名 木曜日 月曜日 火曜日 水曜日 所要 所要 所要 所要 時間帯 サービス 時間帯 サービス 時間帯 サービス 時間帯 サービス 時間 時間 時間 時間 6:15 ~ 6:45 30 (介)身体 7:15 ~ 7:45 30 (介)身体 6:15 ~ 6:45 30 (介)身体 6:15 ~ 6:45 30 (介)身体 8:15 30 (障)身体 7.45 ∼ 60 (介)生活 45 (介)身体 60 (介)生活 6:45 ~ 7:45 8:45 ~ 9:30 6:45 ~ 7:45 8:30 ~ 10:00 90 (障)重度訪問 10:00 ~ 11:30 90 (障)重度訪問 8:30 ~ 10:00 90 (障)重度訪問 60 (障)重度訪問 60 (障)重度訪問 9:00 ~ 10:00 介護⇔障がいの対応す 12:30 ∼ 13:30 60 (障)重度訪問 9:00 ~ 10:00 12:00 ~ 14:00 120 (障)重度訪問 17:00 ∼ 18:00 60 (障)重度訪問 11:00 ~ 17:00 360 (障)重訪移動 60 (障)重度訪問 60 (障)重度訪問 17.00 18:00 22:00 22:30 30 (介)身体 17:00 ~ 18:00 るサービスについては 22:00 ~ 22:30 30 (介)身体 0 22:00 ~ 22:30 30 (介)身体 \sim 0 \sim \sim 0 \sim 0 \sim 「早見表」シートをご 0 計 450 分 315 分 計 690 分 参照ください。 金曜日 日曜日 集計 4.43 所要 所要 分/回 分/回 サービス サービス 時間帯 サービス 時間帯 上乗せ対象サービス (時間) 時間帯 時間 時間 時間 月間推計 调 7:30 ~ 60 (介)身体 6:15 ~ 30 (介)身体 6:15 ~ 30 (介)身体 (介)身体 8:30 6:45 6:45 835 3,699 61.65 12:00 ~ 13:00 60 (障)重度訪問 8:30 ~ 9:30 60 (介)身体 6:45 ∼ 7:15 30 (介)生活 (介)生活 230 1,019 16.98 15:30 \sim 16:50 80 (介)身体 9:30 ~ 9:50 20 (介)生活 8:30 ~ 9:30 60 (介)身体 (介)通院(身あり) 0.00 60 (障)重度訪問 60 (障)重度訪問 8:30 ~ 60 (介)身体 (介)通院(身なし) 0 17:00 ~ 18:00 10:30 ∼ 11:30 9:30 0.00 22:30 (介)通介(ディサービス) 21:30 ~ 60 (障)重度訪問 12:00 ~ 13:00 60 (障)重度訪問 9:30 ~ 10:00 30 (介)生活 0.00 30 (介)身体 12:30 ∼ 13:00 30 (介)身体 (介)通リハ(ディケア) 0 0 16:45 ∼ 17:15 0.00 0 17:30 ∼ 18:30 60 (障)重度訪問 13:00 ∼ 13:30 30 (介)生活 (介)短期入所 0 \sim 0.00 0 30 (介)身体 (障)身体 30 133 21:30 ~ 22:30 60 (障)重度訪問 16:30 ∼ 17:00 2.22 0 1,620 (障)重度訪問 7,177 \sim 0 119.61 0 0 (障)重訪移動 360 \sim 0 1.595 26.58 320 分 380 分 300 分 3,075 13,622 小計(A) 227.04 主なサービスは表示済み。 上記の週間計画に反映しないサービス (月1回、各週等) 上乗せ支給申請前に確認してください。 回数 月間推計(分) (時間) □ 介護保険サービスを支給限度額まで利用している。 必要に応じてメニューの サービス (障)重訪移動 →「利用票(第6表)」「利用票別表(第7表)」で確認することができる。 120 2.00 差替え変更可能。 □ 介護保険サービスだけでは介助が不足する状況である。 0.00 →「居宅サービス計画(1)(第1表)」「居宅サービス計画(2)(第2表)」に介助を必要とする時間帯、場所、状况か明記されている。 0.00 □ 介護保険サービスに上乗せを必要とする隨がい福祉サービスの種類と量が明確になっている。 0.00 小計(B) 120 →「週間サービス計画表(第3表)」に上乗せを必要とする障がい福祉サービスの種類と提供時間が追記(手書き可)されている。 2.00 障がい福祉サービス支給決定に関する留意事項 1ヶ月の利用回数 ① 原則、支給決定日以降の給付開始です。支給申請日からの暫定利用はできません。 1ヶ月の合計時間(分) ② 支給申請から障害支援区分の認定まで2~3カ月程度を要します。